

豊田市議会議長賞交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、教育、芸術、文化、スポーツ等の振興によって市民の福祉向上を図るため、団体又は個人が主催する大会等（以下「事業」という。）に対する豊田市議会議長賞の交付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（交付対象）

第2条 交付対象は、原則として豊田市内で開催される次に掲げる事業とする。ただし、豊田市議会議長（以下「議長」という。）が必要と認めた場合は、この限りでない。

- （1）広く市民を対象とする教育、芸術、文化、スポーツ等に関するもの
- （2）教育、芸術、文化、スポーツ等の振興に顕著で豊田市議会議長賞の交付が適当であるもの

（交付制限）

第3条 次に掲げる事業は、交付対象としない。

- （1）対象となる市民が限定される自治区、コミュニティ会議等が開催するもの
- （2）特定の政治団体又は宗教及び宗派を支持し、又は反対する意図が認められるもの
- （3）公序良俗に反し、又はそのおそれのあるもの
- （4）営利又は商業宣伝の意図があると認められるもの
- （5）暴力団等と関係があり、又はそのおそれのあるもの
- （6）その他交付することが不相当と認められるもの

（交付内容等）

第4条 交付の内容は、次のとおりとする。

- （1）賞状
 - （2）必要に応じて副賞（3,000円以内の賞金又は3,000円相当の記念品）
- 2 1事業において部門分けがある場合は、部門数に応じて前項に規定する賞状及び副賞を交付することができる。ただし、副賞については1事業につき賞金は6,000円を上限とし、記念品は2部門各1点を上限とする。
- 3 市から当該事業に補助金、負担金等を受けている場合は、副賞を交付しない。
- 4 一会計年度における同一主催者に対する副賞の交付は2回までとする。
- 5 前各項の規定にかかわらず、議長が特別の事由があると認めた場合は、この限りでない。

（交付申請）

第5条 交付を受けようとする者は、豊田市議会議長賞交付申請書（様式第1号）に事業の内容が分かる書類等を添付し、当該事業を実施しようとする日の1月前までに提出しなければならない。

- 2 前項の豊田市議会議長賞交付申請書の提出は、「あいち電子申請・届出システム」による届出をもってこれに代えることができる。

（受領報告）

第6条 豊田市議会議長賞の交付を受けた者は、当該事業を完了したときは、速やかに豊田市議会議長賞受賞者報告書（様式第2号）を提出しなければならない。

附 則

この内規は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月15日から施行する。